

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 3 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「外来医師過多区域に関する質疑応答集（Q&A）」について（その 1）

医療法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 87 号)による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 18 の 6 に基づく外来医師過多区域に関する対応については、「医療法等の一部を改正する法律の一部の施行等（外来医師過多区域に係る無床診療所の開設（医療法）関係）について」（令和 8 年 3 月 19 日付け医政発 0319 第 20 号厚生労働省医政局長通知）により、その趣旨及び主な内容についてお示ししたところです。

今般、関係法令の公布及び「地域医療構想及び医療計画等に関する検討会」の議論等を踏まえ、外来医師過多区域に関する質疑応答集（Q&A）（その 1）を別添のとおりとまとめましたので、送付いたします。内容を御了知いただくとともに、管内の関係機関等に周知をお願いします。